

国際線の客室内への液体物持込制限について

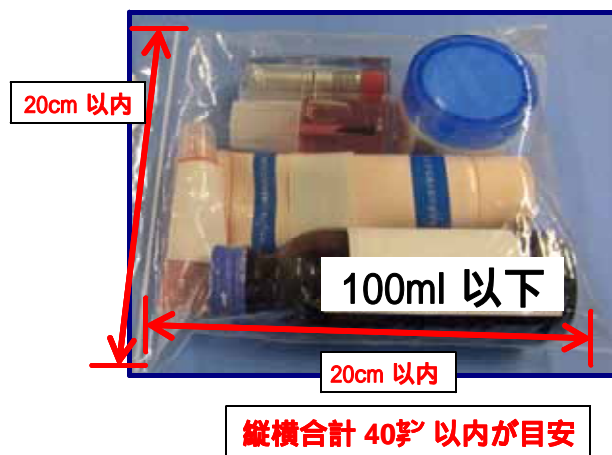
1. 概要

2006年8月10日に明らかになった「英国での航空機爆破テロ未遂事件」^{*1}を受けて、国際民間航空機関（ICAO）から各締約国に対して通知された「液体物の機内持込制限に関するガイドライン」に基づき、2007年3月1日から国際線に適用されています。

2. 具体的な内容

液体物（ジェル及びエアゾールを含む）^{*2}を手荷物として客室内に持ち込む際の制限であり、受託手荷物には適用されません。

- ☑ すべての液体物は、100ミリ リットル 以下の容器に入れます。
（100ミリ リットル を超える容器に100ミリ リットル 以下の液体物が入っていてもいけません。）
- ☑ それらの容器をジッパー付の容量 1リットル 以下の透明プラスチック製の袋に余裕をもって入れます。
- ☑ 旅客 1人 当たりの袋の数は 1つ のみとします。
（プラスチック製の袋を、検査場において検査員に提示してください。）
- ☑ 医薬品、ベビーミルク/ベビーフード、特別な制限食等については、適用除外です。
（機内で必要な量に限り適用除外となりますので、検査員まで申告願います。その際、医薬品については、処方箋の写し、薬袋、医師の診断書等の提示をお願いします。）
- ☑ 手荷物検査を効率的に実施するため、上記プラスチック袋及びラップトップコンピューター等電子機器はバックから取り出し、上着類は脱いで別々に検査員に提示します。
- ☑ 保安検査後の免税店等で購入した酒類等は機内持込が可能です。ただし、国際線に乗り継ぐ場合は、検査の際に、その国のルールに従い没収される可能性がありますので、事前に搭乗する航空会社に確認をお願いします。



*1 液体性爆発物を使用する計画だったとされています。

*2 航空会社カウンター等で預けるスーツケースなどの手荷物のことをいいます。